

**令和2年和光市議会6月定例会**

# **提出議案の概要**

**和光市**

報告第1号	継続費通次繰越しの報告について（令和元年度埼玉県和光市下水道事業会計）
担当	企業経営課

**【目的】**

令和元年度埼玉県和光市下水道事業会計のうち、19越戸川第1号雨水幹線整備工事（市道269号線）について、翌年度への通次繰越額が決定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものです。

**【内容】**

19越戸川第1号雨水幹線整備工事（市道269号線）の継続費の年割額に係る予算残額について、以下のとおり通次繰越しをしました。

事業名	翌年度通次繰越額
19越戸川第1号雨水幹線整備工事 （市道269号線）	220,000,000円

報告第2号	事故繰越しの報告について（令和元年度埼玉県和光市一般会計）
担当	財政課

**【目的】**

令和元年度埼玉県和光市一般会計において事故繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、議会に報告するものです。

**【内容】**

以下の1事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額(円)
都市計画業務 (和光市都市計画情報データ修正等業務委託)	1,177,000

報告第3号	繰越明許費繰越しの報告について（令和元年度埼玉県和光市一般会計）
担当	財政課

**【目的】**

令和元年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号、第3号、第4号、第5号、第6号）で計上しました15事業の繰越明許費のうち、年度内に終了した事業を除いた13事業について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

**【内容】**

以下の13事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額(円)
コミュニティ施設整備 (新施設設計事業)	18,150,000
学童クラブ等施設整備 (北原小学校放課後こども総合プラン一体型施設整備事業)	106,296,800
都市農業支援 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)	1,025,000
道路補修 (古美山立体橋耐震補強事業)	140,000,000
道路補修 (谷戸橋耐震補強事業)	95,000,000
道路補修 (芝屋橋修繕事業)	45,650,000
道路整備 (市道2002号線他道路改良事業)	30,170,000
道路整備 (市道406号線道路改良事業)	35,000,000
道路整備 (芝宮橋整備事業)	122,025,000

和光北インター東部地区まちづくり推進 (和光北インター東部地区基本設計等業務委託)	85,792,223
越後山土地区画整理組合活動支援 (和光市組合等まちづくり整備事業)	190,500,000
白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援 (和光市組合等社会資本整備総合交付金事業)	138,297,000
アーバンアクア公園整備 (アーバンアクア公園設計業務委託)	2,145,000

報告第 4 号	繰越明許費繰越しの報告について（令和元年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計）
担当	財政課

**【目的】**

令和元年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号、第3号）で計上しました2事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

**【内容】**

以下の2事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額(円)
駅北口土地区画整理推進(駅北) (区画道路築造整備事業)	93,500,000
駅北口土地区画整理推進(駅北) (建物移転等補償事業)	30,947,384

議案第 28 号	和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について
担 当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市固定資産評価審査委員会委員の芝波田大樹氏の任期が、令和 2 年 6 月 8 日をもって満了となったため、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	

議案第 29 号	和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について
担 当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市固定資産評価審査委員会委員の本多好太郎氏の任期が、令和2年6月9日をもって満了となったため、新たに浪間貞氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	

議案第30号～ 議案第40号	和光市農業委員会委員の任命について
担 当	産業支援課

【目的】

和光市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となるため、委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

【内容】

- 議案第30号につきましては、引き続き新坂篤司氏につさかあつし
- 議案第31号につきましては、引き続き山崎とよ子氏やまざきとよこ
- 議案第32号につきましては、新たに浪間兼三氏なみまけんぞう
- 議案第33号につきましては、新たに藤田雅彦氏ふじたまさひこ
- 議案第34号につきましては、新たに櫻井茂雄氏さくらいしげお
- 議案第35号につきましては、引き続き加藤政利氏かとうまさとし
- 議案第36号につきましては、引き続き石田秀樹氏いしだひでき
- 議案第37号につきましては、新たに井口 恒氏いぐち わたる
- 議案第38号につきましては、引き続き鳥井俊之氏とりいとしゆき
- 議案第39号につきましては、引き続き田中明氏たなかあきら
- 議案第40号につきましては、引き続き北嶋美栄子氏きたじま み え こ

以上11名の方々を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となっております。

議案第 4 1 号	朝霞和光資源循環組合の設立について
担 当	資源リサイクル課
<p>【目的】</p> <p>令和 2 年 1 0 月 1 日から、朝霞市及び和光市のごみ処理に関する事務を共同処理する朝霞和光資源循環組合を設立することについて協議する必要があるため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提出します。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 名 称 朝霞和光資源循環組合</p> <p>(2) 共同処理する事務</p> <p>① ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること。</p> <p>② ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営（組合設立の際現に構成市が設置している施設に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>③ 前 2 号に附帯する事務に関すること。</p> <p>(3) 事務所の位置 和光市役所内</p> <p>(4) 組合の議員 朝霞市 5 人 和光市 5 人 （各 4 人は議員のうちから選挙、他の各 1 人は議長の職にある者）</p> <p>(5) 管理者及び副管理者 管理者 1 人 副管理者 1 人</p> <p>(6) 職員 職員の定数は組合の条例で定める。</p> <p>(7) 監査委員 監査委員 2 人（組合の議員 1 人 識見を有する者 1 人）</p> <p>(8) 経費 組合の経費は、組合の事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、下表の割合をもって構成市が負担する。</p>	

発生日	経費区分	負担割合	算出基礎
組合設立の日から ごみ広域処理施設 の供用開始の日の 前日まで	組合の運営に係る経費	均等割	
	ごみ広域処理施設の建設等に必要 な用地の取得に係る経費		
	ごみ広域処理施設の建設に係る経費	人口割	当該会計年度の 前年度の4月1 日現在の住民基 本台帳に記録さ れている者の数 とする。
	ごみ広域処理施設の建設及び稼働に伴い 廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る経費	既存のごみ処理施設 の所在する市が負担	
ごみ広域処理施設 の供用開始の日以後	組合の運営に係る経費	均等割	
	ごみ広域処理施設の建設等に必要 な用地の取得に係る経費		
	ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費	搬入量割	前々年度の対象 ごみの搬入量の 実績とする。
	ごみ広域処理施設の建設及び稼働に伴い 廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る経費	既存のごみ処理施設 の所在する市が負担	

【設立年月日】

令和2年10月1日

議案第42号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
担 当	職員課
<p><b>【目的】</b></p> <p>地方自治法第286条第1項の規定により埼玉県市町村総合事務組合は、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、埼玉県知事の許可を受ける必要があります。</p> <p>また、地方自治法第290条の規定により、協議につきましては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされています。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>「鴻巣行田北本環境資源組合」が「<small>さいほくこういきせいそうくみあい</small>彩北広域清掃組合」に名称変更します。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約は、令和2年4月1日から適用します。</p>	

議案第 4 3 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例等の一部を改正する条例）
担 当	課税課
<p><b>【目的】</b></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）等の施行に伴い、和光市税条例等の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 給与所得者、年金所得者の扶養親族等申告書に係る改正〔第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 3 関係〕</p> <p>給与所得者、年金所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等の改正を行います。</p> <p>(2) 長期譲渡所得に係る市民税の特例の延長〔附則第 1 7 条の 2 関係〕</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を 3 年間延長します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年 4 月 1 日から施行</li> </ul> <p>2 固定資産税</p> <p>(1) 固定資産税の使用者を所有者とみなす制度の拡大〔第 4 4 条第 5 項関係〕</p> <p>調査を尽くしてもなお固定資産税の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとします。</p> <p>(2) 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準額の特例措置</p> <p>〔附則第 1 0 条の 2 関係〕</p> <p>水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対して、当該土地の固定資産税課税標準額を最初の 3 年度分 3 分の 2 の額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年 4 月 1 日から施行</li> </ul> <p>3 その他</p> <p>法改正に併せて、所要の規定を整備（条項ずれ修正、文言の修正追加等）します。</p> <p>〔附則第 6 条、第 7 条の 3 の 2、第 1 0 条の 4、第 2 2 条、第 2 3 条関係〕</p>	

議案第 4 4 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課
<p><b>【目的】</b></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）等の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>地方税法第 3 4 9 条の 3（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）、地方税法附則第 1 5 条（固定資産税等の課税標準の特例）の法改正による項ずれ等の修正と改元対応により、所要の規定を整備します。〔附則第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項及び第 1 9 項関係〕</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>令和 2 年 4 月 1 日から施行します。</p>	

議案第 4 5 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
担 当	健康保険医療課

**【目的】**

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 1 0 9 号）等の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

**【主な内容】**

保険税減額措置の拡充（第 2 1 条関係）

保険税の軽減判定所得の基準額を引き上げ、対象を拡大します。

(1) 5 割軽減の拡大

（改正前）

基準額 3 3 万円 + 2 8 万円 × 被保険者数

（改正後）

基準額 3 3 万円 + 2 8 万 5 千円 × 被保険者数

(2) 2 割軽減の拡大

（改正前）

基準額 3 3 万円 + 5 1 万円 × 被保険者数

（改正後）

基準額 3 3 万円 + 5 2 万円 × 被保険者数

**【施行期日】**

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 4 6 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課

**【目的】**

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）等の施行に伴い、和光市税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

**【内容】**

1 固定資産税

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充と延長。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えて、適用期間を 2 年間延長する。〔附則第 1 0 条の 2 関係〕

2 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同月比概ね 2 0 パーセント以上の減少）した場合について、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収猶予できる特例を設ける。

〔附則第 2 4 条関係〕

3 その他

地方税法に、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の特例（地方税法附則第 6 1 条）と、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税法附則第 6 2 条）が新たに追加されたことにより、課税標準の特例として追加します。〔附則第 1 0 条関係〕

**【施行期日】**

令和 2 年 5 月 1 日

議案第 4 7 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課
<p><b>【目的】</b></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）等の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>地方税法に、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の特例（地方税法附則第 6 1 条）が新たに追加されたことにより、課税標準の特例として追加します。〔附則第 1 9 項関係〕</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>令和 2 年 5 月 1 日</p>	

議案第52号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	建築課
<p><b>【目的】</b> 都市の低炭素化の促進に関する法律関係及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の手数料について所要の改正を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b> 新たに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の省令基準に定められた計算方法による場合の手数料に改めます。</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日から施行</p>	

議案第53号	和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保育施設課
<p><b>【目的】</b></p> <p>令和2年8月から北原小学校内に、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室事業を一体的に実施するため、公設学童クラブを新たに設置、運営をすることから、関連規定を改正するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>(1) 北原小学校内に新たに整備する学童クラブの名称を「さざんか学童クラブ」とする。</p> <p>(2) さつきのこ学童クラブについて、住所確定により番地まで規定する。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>規則で定める日から</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休工等により、当初予定の工期が変更になることから、施行期日は工期が確定した段階で規則で定めるものです。)</p>	

議案第 5 4 号	和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	環境課
<p><b>【目的】</b></p> <p>和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 4 年条例第 3 0 号）」別表（第 2 条関係）で規定していた特別職（非常勤職員）の美化推進員が、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴って会計年度任用職員へと任用形態が変更されたことに伴い、関係条文の文言の整理をするものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>条例第 1 3 条に規定する美化推進員の任用について、「委嘱する」を「任用する」に改めます。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用します。</p>	

議案第 5 5 号	和光市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	道路安全課
<p><b>【目的】</b> 和光市駅南口自転車駐車場利用料金の改定を目的としています。</p> <p><b>【内容】</b> 和光市駅南口自転車駐車場について、一時利用料金並びに定期利用料金を改定します。また、定期利用料金についてはラックの上下段の料金設定に差額を設け、上段については下段と比較して安価な値段設定とします。</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和 2 年 1 0 月 1 日より施行</p>	

議案第56号	和光市国民健康保険条例及び和光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	健康保険医療課

**【目的】**

新型コロナウイルス感染症対策として、更なる感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染した場合（感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要であり、傷病手当金の支給を行うものです。

**【内容】**

次のとおり傷病手当金の支給を行います。

（国民健康保険条例 附則第4項から第9項関係）

（後期高齢者医療に関する条例 第2条関係）

(1) 対象者（次のすべての条件を満たす方）

ア 和光市国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度に加入していること。

イ 勤め先から給与等の支払いを受けていること。

ウ 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり、感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと。

エ 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日があること。

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない日数

(3) 支給額

$(\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額}) \times (2/3) \times (\text{日数})$

※ 支給額は、特別調整交付金により国からの財政支援があります。

(4) 適用

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで）

**【施行期日】**

公布の日から施行します。

議案第 5 7 号	和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	都市整備課
<p><b>【目的】</b></p> <p>運動施設を有する都市公園の全面供用開始時における教育委員会への移管のため、和光市立公園条例（昭和 4 4 年条例第 1 6 号）の一部を改正する条例を定めるものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>運動施設を有する都市公園を教育委員会に移管することを条例に記載するものです。</p> <p>また、移管後においても、運動施設の主たる目的以外の目的利用の場合は、市長の許可が必要になることを記載します。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。</p>	